



4月1日から 水道料金・下水道使用料金を改定(値上げ)します

水道料金は平成22年度から、下水道使用料金は平成21年度から市内全域で料金を統一して現在に至っています。今年度、受益者負担の原則に則った適正な料金設定にするため、国東市水道料金等審議会に諮問し、同審議会の答申に基づき、昨年12月に今年の4月から水道・下水道の料金を改定する条例を定めました。

1 水道料金

(1月当たり 単位：円 税込)

使用料区分		現 行		改 定 後	
		水量区分	金 額	水量区分	金 額
種 別	料 金	基本料金 (1箇月につき)	超過料金 (1㎡につき)	基本料金 (1箇月につき)	超過料金 (1㎡につき)
	用 途	水 量	料 金	水 量	料 金
専用・共用	一般用・業務用	使用水量 8㎡まで	1,080	使用水量 8㎡まで	1,180
	臨時用	使用水量 1㎡につき	324	使用水量 1㎡につき	356

簡易水道のサービス水準の維持・向上を図るため、平成28年度から簡易水道を上水道事業に統合します。そして、上水道事業を公営企業会計に移行し、財務状況や運営状況を明らかにすることで、効率的で透明性のある事業展開を目指していきます。

2 下水道料金

●市水道のみ使用の場合

(1月当たり 単位：円 税込)

使用料区分		現 行		改 定 後	
		水量区分	金 額	水量区分	金 額
一 般	基本使用料	8㎡まで	1,080	8㎡まで	1,180
	超過使用料 (1㎡につき)	8㎡を超え30㎡までの部分	139	8㎡を超え30㎡までの部分	153
		30㎡を超え50㎡までの部分	144	30㎡を超え50㎡までの部分	159
		50㎡を超え70㎡までの部分	154	50㎡を超え70㎡までの部分	169
		70㎡を超え100㎡までの部分	165	70㎡を超え100㎡までの部分	181
		100㎡を超える部分	180	100㎡を超える部分	198
公衆浴場		1㎡につき	31	1㎡につき	34

●地下水のみ使用の場合

人 数	推定使用量	料 金
1人	6㎡	1,180円
2人	12㎡	1,790円
3人	18㎡	2,710円
4人	24㎡	3,620円
5人	30㎡	4,540円

●市水道と地下水の併用の場合

水 道 使 用 量 + 人 数 別 地下水量	人 数	地下水量
	1人	3㎡
	2人	6㎡
	3人	9㎡
	4人	12㎡
	5人	15㎡

計 算 例

●市水道のみ：水道使用量20㎡の場合
 $20\text{㎡}(\text{使用量}) - 8\text{㎡}(\text{基本使用量}) = 12\text{㎡}$
 $12\text{㎡} \times 153\text{円} = 1,830\text{円}$
 $1,180\text{円}(\text{基本料金}) + 1,830\text{円} = 3,010\text{円}$

●地下水のみ：地下水を4人で使用している場合
 $4人 \times 6\text{㎡}(\text{推定使用量}) - 8\text{㎡}(\text{基本使用量}) = 16\text{㎡}$
 $16\text{㎡} \times 153\text{円} = 2,440\text{円}$
 $1,180\text{円}(\text{基本料金}) + 2,440\text{円} = 3,620\text{円}$

●市水道と地下水の併用：水道使用量18㎡で地下水を2人使用している場合
 $2人 \times 3\text{㎡}(\text{地下水量}) + 18\text{㎡}(\text{水道使用量}) - 8\text{㎡}(\text{基本使用量}) = 16\text{㎡}$
 $16\text{㎡} \times 153\text{円} = 2,440\text{円}$
 $1,180\text{円}(\text{基本料金}) + 2,440\text{円} = 3,620\text{円}$

「下水道接続推進キャンペーン(1年間使用料無料)」の申請は、3月末までとなっています。下水道に接続する計画のある方はお早めにお申し出ください。

3 料金の改定時期

水道料金・下水道料金ともに、平成28年4月使用分(5月請求分)から新料金になります。

●問合先 上下水道課 ☎0978-72-5197 武蔵総合支所地域産業建設課 ☎0978-68-1113
 国見総合支所地域産業建設課 ☎0978-82-1114 安岐総合支所地域産業建設課 ☎0978-67-1116

「つなぐ」がうまれる
市役所新庁舎が完成

◆ 今までの経過

平成23年 12月 市議会において新庁舎建設にかかる検討を開始することを表明
 平成24年 3月～ 新庁舎建設検討専門委員会・市民委員会を設置し、基本構想・基本計画について検討・議論を行う
 平成25年 3月 庁舎建設予定地決定
 6月 新庁舎建設基本計画を策定
 9月 新庁舎建設基本・実施設計業務委託契約締結

平成26年 1月 新庁舎建設基本設計が完了
 2月 新庁舎建設基本設計の市民説明会を実施
 6月 新庁舎建設実施設計が完了
 10月 新庁舎建設工事開始
 平成28年 1月21日 新庁舎本体工事完了につき、部分引き渡し
 ※外構工事等がまだ残っており、今年の5月に新庁舎建設工事が完了する予定です。

新庁舎の概要

所 在 地：〒873-0503 国東市国東町鶴川149番地
 延床面積：7314.84㎡
 構 造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上4階建
 総事業費：約29億6千万円

◆ 新庁舎移転に伴う変更点について

■ 電話番号

各課の代表電話は、いくつかの課に新たな電話番号を設けましたが、基本的には今までの電話番号をそのまま使用します。しかし、本庁舎に集約された包括支援センターは、従前の電話番号から変更されています。

階数	旧庁舎使用課	新庁舎番号	旧庁舎使用課	新庁舎番号
1 階	会計課	☎72-5163	高齢者支援課 (高齢者支援・認定調査)	☎72-5189
	税務課(市民税・管理・資産税)	☎72-5156 ※新設	包括支援センター	☎72-5184 ※番号変更
	税務課(収納対策)	☎72-5162	福祉課	☎72-5164
	市民健康課	☎72-5166	農政課	☎72-5167
	契約検査課	☎72-5186 ※新設	土地改良区	☎72-5191 ※新設
2 階	環境衛生課	☎72-9001	林業水産課	☎72-5198
	上下水道課	☎72-5197	建設課(工務・管理)	☎72-5169
	建設課(住宅)	☎72-5179	活力創生課 (商工労政・産業創出)	☎72-5183
	農業再生協議会	☎72-9050	活力創生課(地域支援)	☎72-5175
	農業委員会	☎72-5176	政策企画課	☎72-5161
3 階	総務課	☎72-5160	広報室	☎73-0200
	総務課(秘書広聴係)	☎72-5192 ※新設	監査委員事務局	☎72-5193 ※新設
	選挙管理委員会	☎72-5199		
4 階	財政課	☎72-5165		
	議会事務局	☎72-5196		



■ 交付している保険証等について

現在、国東市が交付している国民健康保険や介護保険の保険証などには、旧本庁舎の所在地を印刷していますが、庁舎移転後の2月以降もそのまま使えます。

対 象	証の種類
国民健康保険	・被保険者証(保険証)
	・高齡受給者証
	・限度額適用認定証
	・限度額適用・標準負担額減額認定証
介護保険	・特定疾病療養受療証
	・被保険者証(保険証)
	・負担割合証
	・負担限度額認定証
ひとり親家庭医療	・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証
	・ひとり親家庭等医療費受給資格者証

■ 路線バス停留所の位置と名称について

新庁舎前にある「国東警察署前」バス停は、新庁舎の国道側入口前に移設されます。また、旧本庁舎付近の「国東市役所前」バス停の位置は変更されませんが、名称が「田深橋」に変更されます。

ご利用の際はお間違いのないよう、お気を付けください。

問合先▶庁舎建設室 ☎0978-72-1111 (内線1370)